11　平成二十二年三十一日までの間における第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

12　平成二十二年三月三十一日までの間における第二十六条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

13　平成二十二年三月三十一日までの間における第二十七条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

14　平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十八条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○財務省令第三号
内閣府
経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
財務省令
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務・経済産業省第1号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第2の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第二号第2の表中「負ののれん」を削り、同様式第3の表中

固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××

を

固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××
法人税等合計	××
法人税等調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××
法人税等合計	×××
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××

に改める。

別紙様式第三号第2の2の表中「負ののれん」を削り、同様式第2の3の表中

法人税等合計	×××
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××

を

法人税等合計	×××
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××
等合計	×××

に改める。

別紙様式第四号第2の1中④を削り、⑤を④とし、同様式第2の2の表中「負ののれん」を削り、同様式第2の3の表中

固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××

を

固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××
法人税等合計	××
法人税等調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××

に、「法人税等合計」を

法人税等合計	×××
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××

に改める。

別紙様式第五号第1中間貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第2中間貸借対照表の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第六号第1貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第1損益計算書の表中

固定資産処分益

を

固定資産処分益
負ののれん発生益

に改め、同様式第2貸借対照表の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第七号第1中間連結貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第1中間連結損益計算書の表中

法人税等合計

を

法人税等合計
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）

に改め、同様式第2中間連結貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第2中間連結損益計算書の表中

法人税等合計

を

法人税等合計
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）

に改める。

別紙様式第八号第1連結貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第1連結貸借対照表の記載上の注意1中④を削り、⑤を④とし、同様式第1連結損益計算書の表中

固定資産処分益

を

固定資産処分益
負ののれん発生益

に、「法人税等合計」を

法人税等合計
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）

に改め、同様式第2連結貸借対照表の表中「負ののれん」を削り、同様式第2連結損益計算書の表中

処分益
分益
生益
計